

長野工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則

制 定 平成16年4月1日
最終改正 令和6年5月23日

(趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等については、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（平成24年9月27日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における校長を行為者とするハラスメントの防止等に関する裁定（令和6年1月9日理事長裁定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(相談員の配置)

第2条 本校に、教職員、学生等又は関係者からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、相談員を配置する。

2 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 副校長（教務主事）
- 二 副校長（学生主事）
- 三 系長及び院長
- 四 専攻科専攻長
- 五 学級担任
- 六 学生相談室員
- 七 総務課長
- 八 学生課長
- 九 課長補佐
- 十 技術長
- 十一 技術専門員

3 相談員は、相談者（以下「申立人」という。）から相談を受けたときは、当該苦情相談に係る問題の事実関係等の把握に努めるとともに申立人に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。この場合において、相談員は、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が定める「ハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針」に十分に留意するものとする。

4 相談員は、申立人に同意を得られた場合は、校長に報告又は相談をするものとする。

5 前項の規定にかかわらず、人の身体・生命に危険が及ぶことが予測される場合は、申立人の同意を得ず、校長に報告又は相談をするものとする。

6 第2項に規定する相談員は、相互の連携を図るため、相談員連絡会を開催し、ハラスメントの予防及び苦情相談の対応等にあたるものとする。

(調査委員会)

第3条 校長は、必要に応じ調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、関係者から事情聴取を行い、ハラスメントに係る事実関係の調査を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、校長がハラスメントの被申立人となる事案の場合は、独立行政法人国立高等専門機構本部に必要な調査を依頼するものとする。

4 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員が当該苦情相談の申立人又は被申立人となった場合は、この限りでない。

- 一 副校長（教務主事）
- 二 副校長（学生主事）
- 三 副校長（寮務主事）
- 四 副校長（専攻科長）
- 五 副校長（事務部長）
- 六 学生相談室長
- 七 総務課長及び学生課長
- 八 その他校長が指名する者

5 委員長は、委員の互選により選出するものとする。

6 委員長は、委員会の調査結果を校長に報告しなければならない。

(校長の責務)

第4条 校長は、前条の報告を受けたときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(プライバシー等の尊重)

第5条 相談員及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならない。

2 学生等に関して、苦情相談が解決したときは、申立人に同意を得て、その情報に関して、学生相談室員間に開示することができるものとする。

(庶務)

第6条 ハラスメントの防止等に係る庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年11月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年5月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。